

## 庄原市と至学館大学との包括連携に関する協定書

庄原市（以下、「甲」という。）と至学館大学（以下、「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下、「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲乙が相互の密接な連携と協力により、相互の発展に寄与することを目的とする。

### （協定事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 地域振興に関すること。
- (2) 教育、文化及びスポーツの振興に関すること。
- (3) 生涯学習の推進に関すること。
- (4) 人材の育成に関すること。
- (5) 健康づくりに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲乙相互に連携し、協力する必要があると認められる事項。

### （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携協力を円滑かつ効果的に進めるため、双方に窓口を設置し、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

### （有効期間）

第4条 協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の30日前までに、両者のいずれからも特段の申出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上、この協定を改廃することができるものとする。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項並びに甲乙が取り組むべき具体的事業等については、引き続き協議等を進めて、必要に応じて個別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名押印して、各自1通を保有する。

令和5年6月7日

甲 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 乙 愛知県大府市横根町名高山55番地

広島県庄原市

代表者 庄原市長

木山耕三



至学館大学

代表者 学長

谷岡 有門

